

阿武町誤振込み事件第一審判決

【文 献 種 別】 判決／山口地方裁判所

【裁判年月日】 令和 5 年 2 月 28 日

【事 件 番 号】 令和 4 年（わ）第 69 号、第 77 号、第 86 号、第 98 号

【事 件 名】 電子計算機使用詐欺被告事件

【裁 判 結 果】 有罪

【参 照 法 令】 刑法 256 条の 2

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25594479

立命館大学教授 松宮孝明

事実の概要

地方公共団体である阿武町（以下、「A 町」という。）の職員が住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金 4630 万円を、誤って Y 銀行 A 支店（仕向銀行）の同町の口座から MU 銀行宇部支店（被仕向銀行）にある被告人名義の普通預金口座に振込入金した。この誤振込みの事実は仕向銀行から A 町および被仕向銀行に通知され、被仕向銀行は振込金組戻承諾書の準備をして、被告人らの到着を待っていた。しかし、被告人は、上記振込金組戻承諾書への署名を拒否して、携帯電話機を操作し、MU 銀行の支払い等の事務処理に使用される電子計算機に対し、自己の口座からオンラインカジノサービスの代行決済業者等名義の普通預金口座に振込みを依頼する旨の情報を与え、上記誤振込金員の大半を振込送金させた。

本件につき、山口地裁は、以下のような理由を付して被告人に電子計算機使用詐欺罪の成立を認め、懲役 3 年執行猶予 5 年の判決（以下、「本判決」という。）を言い渡した。

判決の要旨

「被告人は、……MU 銀行のデビット取引に係る決済代金の支払等の事務処理に使用される電子計算機に対し、被告人口座に振り込まれた本件誤振込金につき、誤って振り込まれた被告人に無関係なものであることを認識しているものの、その旨を MU 銀行に告知していないため、本件誤振込金についてデビットカード情報を利用して決済代金の支払委託等を行うことが許されないにもかか

わらず、デビットカード情報を利用し、……振込を依頼する旨の虚偽の情報を与え、……財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作るなどし、よって、……2 万 4000 ドル余り相当の前記オンラインカジノサービスを利用し得る地位を得て、もって財産上不法の利益を得た。」

このほか、被告人は、MU 銀行が提供するインターネットバンキングにアクセスし、さらに 3 つのオンラインカジノサービス代行決済業者の普通預金口座の預金残高を増加させて財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作るなどし、よって、前記オンラインカジノサービスを利用し得る地位を得たことが認定されている。

その上で、本判決は、被告人の本件振込依頼はその預金債権の正当な権利行使であり、電子計算機に虚偽の情報を与えるものではなかったとする弁護人の主張に対し、以下のように述べる。

「A 町職員が、令和 4 年 4 月 8 日に本件誤振込金を被告人口座に振り込んだ事実が認められるところ、最高裁判所第二小法廷平成 8 年 4 月 26 日判決を前提とすると、この時点で、被告人と MU 銀行との間に本件誤振込金相当額の普通預金契約が成立し、被告人が MU 銀行に対し本件誤振込金相当額の預金債権を有していたものと認めることができる。」

「検察官は、このような被告人と MU 銀行との権利関係を踏まえ、最高裁判所第二小法廷平成 15 年 3 月 12 日決定（以下、「平成 15 年判例」という。）を引用し、被告人には MU 銀行に対し誤った振込みがあることを告知すべき義務（以下、これを単に「告知義務」という。）があり、被告人はこれに違反して本件送金行為等に及んでいる

のであるから、本件送金行為等は正当な権利行使ではない旨主張している。」

「ア 被告人は、本件送金行為等に及ぶまでの間に、被告人口座に本件誤振込金が振り込まれていることを知っていたのであるから、平成 15 年判例に従うと、信義則上、被告人には、本件送金行為等の時点で MU 銀行に対する告知義務があったものといえる。」

「イ ……平成 15 年判例は、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合、これを知った被仕向銀行が、自行の口座入金手続に過誤がないかを調査し、さらに、仕向銀行及び仕向銀行を通じて振込依頼人に照会するなどした上、振込依頼人に過誤があり組戻しを求められれば、受取人の承諾を得た上で組戻しの手続を採るとするのが銀行実務（以下、「調査等手続」という。）であることを前提として、誤って受取人口座に金銭が振り込まれた場合に、関係者間での無用な紛争の発生を防いだり、あるいは、被仕向銀行が振込依頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれないようにすることで振込送金制度の円滑な運用を維持するために、被仕向銀行に調査等手続を採る利益を認めるとともに、その利益を実質的なものとするために、受取人口座に誤った振込みがあったことを受取人が知った場合には、信義則に基づき受取人に被仕向銀行に対する告知義務を課することを内容としているものである。」

「このような平成 15 年判例の趣旨に照らすと、仮に、既に被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあったことを知っているという事情があったとしても、被仕向銀行としては、関係者間での無用な紛争の発生を防いだり、あるいは、被仕向銀行が振込依頼人と受取人との間の紛争等に巻き込まれないよう（に）するために、誤って受取人口座に振り込まれた金銭についてどのように処理をするのが相当かを早期に検討する必要があるといえる。そして、その検討のためには、受取人口座に誤って振り込まれた金銭について、その原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているのかをなるべく早期に被仕向銀行が知る必要がある。そうすると、被仕向銀行が受取人口座に誤った振込みがあることを既に知っていたとしてもなお、受取人には被仕向銀行に対する告知義務があるというべきである。」

判例の解説

一 本決定の意義

本件は、被告人より先に仕向銀行、被仕向銀行、振込依頼人が誤振込みの事実を知り、かつ、本件誤振込みの原因は振込依頼人の過誤であることがすでに明らかであり、しかも被仕向銀行が振込金組戻承諾書の準備をしていたという中で、被告人が入金された預金債権の大半を処分したという事案に関するものである。

二 平成 15 年決定等との事案の相違

この点につき、本判決が引用する平成 15 年判例¹⁾等の事案を確認しておこう。

まず、平成 15 年判例の事案は、被告人名義の普通預金口座に振込依頼人が誤って 75 万円余を振り込んだところ、被告人は、通帳の記載から誤った振込みがあったことを知ったが、これを自己の借金の返済に充てようと考え、自己の普通預金口座のある銀行支店の窓口係員に対し、誤った振込みがあった旨を告げることなく、その時点で残高が 92 万円余りとなっていた預金のうち 88 万円の払戻しを請求し、同係員から即時に現金 88 万円の交付を受けたというものである。

それ以前の昭和 51 年 11 月 11 日の札幌高裁判決²⁾の事案は、振込依頼人の過誤による誤振込みに関するものであった。札幌高裁は、これについて詐欺罪の成立を認めている。

誤振込みの一種である過剰入金——原因関係を成す債務よりも多額の金員を振り込むこと——に関しては、平成 6 年 9 月 12 日の東京高裁判決³⁾がある。この事案は、仕向銀行の職員が 44 万円を送金すべきところを 44 万ドル、当時の為替レートで約 5500 万円を被告人の普通預金口座のある被仕向銀行に送金し、被告人は過剰入金であることを知りつつこれを ATM から引き出して費消したというものである。本件について東京高裁は、ATM から銀行支店の占有する現金を窃取したとし、窃盗罪の成立を認めている。

以上のいずれの事案でも、被告人が誤振込みの事実を知るより前に被仕向銀行が誤振込みの事実を知ったという事情はない。

三 誤振込みされた預金債権の有効性は明らか

下級審の上記 2 判決は、いずれも振り込まれ

た預金債権の成立を否定して詐欺罪や窃盗罪を認めているが⁴⁾、平成 15 年判例は、誤振込みであっても「受取人である被告人と振込先の銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、被告人は、銀行に対し、上記金額相当の普通預金債権を取得する」と述べる。その先例として参照されたのは、本判決も引用する平成 8 年 4 月 26 日の最高裁判決⁵⁾（以下、「平成 8 年判例」という。）である。

この平成 8 年判例は、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。」と述べ、他方「振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできない」と述べた（下線いずれも筆者）。

本件では、前述のように、誤振込みの原因が振込依頼人の過誤にあることは、被仕向銀行には、被告人の行為の前に明らかになっていた。したがって、誤振込みに係る 4630 万円が被告人の預金債権として有効に成立することもまた、被仕向銀行にはすでに明らかであった。

四 「調査手続きを取る利益」の意味

そこで、このような場合にも、被仕向銀行に「調査手続きを取る利益」が認められるであろうか。

実は、平成 15 年判例が「調査手続きを取る利益」を認めたのは、以下の理由による。たしかに、同判例は、「銀行にとって、払戻請求を受けた預金が入った振込みによるものか否かは、直ちにその支払に応ずるか否かを決する上で重要な事柄であるといわなければならない。」と述べている。

しかし、同判例の最高裁調査官解説は、以下のように述べている。すなわち、同調査官解説は「被仕向銀行において必要な調査、照会をし、被仕向銀行、仕向銀行の事務処理に過誤がなかったことが明らかになった後、受取人が組戻しに応じず、預金の払戻しを強く請求したときには、これに応じざるを得ない」ことを認めて、「欺罔行為を用いて支払時期を早めた期間だけに着目すれば、社

会通念上別個の支払に当たるといえる程度の期間、支払時期を早めたものとはいえないであろう。」⁶⁾としつつ、「誤振込みに係る事案については、当初から預金債権の成否が関係者間で明らかになっているわけではなく、被仕向銀行の調査、照会等の結果を待って、その成否が明らかになるのである。そして、被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性がある以上、調査、照会等の手続を経た上での預金の払戻しと、それを経ない預金の払戻しとは、質的に全く異なるものといえる。」とし、「そうすると、誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して行われた預金払戻請求に基づく払戻しと、これを告知した上で行われた預金の払戻しとは、社会通念上別個の払戻しに当たるといえるから、誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して行われた預金払戻請求が詐欺罪に該当することは明らかである」と結論づけているのである⁷⁾（下線いずれも筆者）。

このことは、被仕向銀行に対する誤振込金の払戻請求権を認めた平成 20 年 10 月 10 日の最高裁判決⁸⁾の調査官解説も、「被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性がある以上、調査、照会等の手続を経た上での預金の払戻しと、それを経ない預金の払戻しとは、質的に全く異なり、前者と後者とは、社会通念上別個の払戻しに当たるといえるから、誤振込みに係る預金の払戻しであることを秘して行われた預金払戻請求が詐欺罪に該当することは明らかである。」⁹⁾（下線筆者）として、前提としていっているところである。

このように、被仕向銀行に「調査手続きを取る利益」が認められるのは、この時点では「預金債権の成否が関係者間で明らかになっているわけはな」いために、被仕向銀行が無効な預金債権を知らずに払い戻すリスクを負うからである。

ところで、「預金債権の成立が否定される」のは、先の平成 15 年判例に関する調査官解説によれば、振込みの際に仕向銀行に過誤がある場合（「誤発信」）と、被仕向銀行に過誤がある場合（「誤記帳」）の 2 つである。同調査官解説は、「誤記帳」の場合につき、「普通預金規定（ひな型）」3 条 1 項が受取人の口座に振込みがあることを預金債権成立の根拠としておりと解して、「誤発信」の場合につき、同規定 3 条 2 項が受取人の同意を得ない「一

方的取消権」を認めていることを根拠として、いずれの場合にも預金債権は成立しないと解している¹⁰⁾。

これに対し、本件では、誤振込みの事実仕向銀行からA町および被仕向銀行に通知され、被仕向銀行は振込金組戻承諾書の準備をして、被告人らの到着を待っていた。つまり、「被仕向銀行の調査、照会等の結果、預金債権の成立が否定される可能性」はすでに否定され、本件誤振込みによる預金債権は有効に成立していることが明らかだったのである。

これは、「振込依頼人から振込委託に誤りがあったことを理由に組戻しの請求がされた後に受取人から払戻しの請求があった場合¹¹⁾と同じであって、このような場合には、平成8年判例によれば「振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではない」（下線筆者）といえる。つまり、本件では、被仕向銀行に「調査手続きを取る利益」は認められないのである。

五 「銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれない利益」

しかも、平成8年判例は、「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込みがあったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得するものと解するのが相当である。」（下線筆者）と述べていた。その理由は、「振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手段を通して安全、安価、迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するため、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られている」（下線筆者）ことにある。したがって、本判決がいうように被仕向銀行が「その原因行為の有無等につき受取人がどのように認識しているか」を知る必要は、まったくない。

むしろ、本判決のような考え方こそが、「銀行を紛争に巻き込み、対応困難な立場に置くことになる¹²⁾」ものであろう。なぜなら、被仕向銀行に

そのような誤振込みの事実を知る必要があるのであれば、誤振込みの可能性を調査しなかったことが銀行の過失となり、誤振込依頼人から損害賠償を請求されることにもなりかねないからである。

六 結論

以上の検討から、本件では、被告人に被仕向銀行に対する「告知義務」を認める前提としての「調査手続きを取る利益」や「銀行が振込依頼人と受取人との紛争に巻き込まれない利益」は認められない。したがって、本件では、被告人がMU銀行の電子計算機に対し「虚偽の情報を与え」たことも認められない。したがって、本判決の結論には大きな疑問が生じる。誤振込みは、「本来振込依頼人と受取人間の原因関係をめぐるトラブル」として、両者の間で解決してもらうべきものである。

●——注

- 1) 最決平 15・3・12 刑集 57 巻 3 号 322 頁。
- 2) 札幌高判昭 51・11・11 判タ 347 号 300 頁。
- 3) 東京高判平 6・9・12 判時 1545 号 113 頁（上告後上告棄却により確定）。
- 4) 他方、東京地判昭 47・10・19 判例集未登載は、誤振込みに気づきながらこれを引き出した被告人に遺失物等横領罪を認めている。原田國男「判批」研修 337 号（1976 年）110 頁参照。
- 5) 最判平 8・4・26 民集 50 巻 5 号 1267 頁。
- 6) 社会通念上別個の支払いに当たるとい得る程度の期間、支払時期を早めたものとはいえないという理由で詐欺罪を認めた原判決を破棄した裁判例として、最判平 13・7・19 刑集 55 巻 5 号 371 頁がある。
- 7) 以上は、宮崎英一「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇（平成 15 年度）』（法曹会、2006 年）133 頁以下から引用。
- 8) 最判平 20・10・10 民集 62 巻 9 号 2361 頁。
- 9) 石丸将利「判解」『最高裁判所判例解説民事篇（平成 20 年度）』（法曹会、2011 年）515 頁。
- 10) 宮崎・前掲注 7) 127 頁以下（注 8）参照。もっとも、類似の預金規定を持つドイツでは、2000 年 11 月 8 日の連邦通常裁判所の決定（BGHSt 46, 196）が、「誤記帳も預金元帳への預金債権記載の実行によって請求権を発生させる。」と述べている。また、前掲注 8) の最判平 20・10・10 は、仕向銀行の過誤による「誤発信」についても預金債権の成立を認めている。松宮孝明「誤振込みと財産犯・再論」井田良ほか編『川端博先生古稀記念論文集（下巻）』（成文堂、2014 年）267 頁。
- 11) 大坪丘『最高裁判所判例解説民事篇（平成 8 年度）』（法曹会、1999 年）378 頁。
- 12) 大坪・前掲注 11) 378 頁。